

福井県国土利用計画審議会議事録

日時 平成29年2月6日(月)

13:30~14:30

場所 県庁3階 第四委員会室

(出席委員 7名)

荒井委員、大石橋委員、樫尾委員、加藤委員、茅田委員、永井委員、野嶋委員

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 土木部長あいさつ
- 4 議事

<要点記録> 福井県土地利用基本計画図の変更(案)について(福井県知事諮問)

変更(案)	<p>委員の意見</p> <ul style="list-style-type: none">・公有水面埋立の免許と自然公園法上の埋立届出との関係はどうか。 <p>→公有水面埋立免許について、埋立をしようとする者は公有水面埋立法に基づき、都道府県知事から免許を受けなければならない。免許の出願は港湾管理者の長である福井県知事へ行うもので、土木部が事務手続を行っている。これとは別に、国立公園の普通地域を埋め立てる場合には、自然公園法に基づき、自然環境課へ届出が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・公有水面埋立免許の出願が出された段階で、公園地域にふさわしい計画であるかどうかの審議は行われなかったのか。 <p>→公有水面埋立法に基づく免許出願の際に、環境保全に関し講じる措置を記載した図書を添付させ、植生への影響など環境保全に関して審議を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none">・白地地域となった後の管理に、将来的には少し心配なところがあるが、無秩序な開発を規制する方法等はあるのか。 <p>→白地地域ではあるが、1haを超える開発については、都市計画法上の開発行為の許可が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none">・公有水面埋立免許の手続に際して、もう少し土木部局と環境部局との連携を密接にした方が良いのではないか。また、白地地域となった後に、もう少し注視できる制度があったほうが良いのではないか。今後の参考としてほしい。 <p>以上の審議に基づいて、変更(案)に異議なしとの答申を行うこととした。</p>
-------	---